

前払金制度

市の発注する公共工事について、次の範囲内で前払金を請求することができます。

- (1) 契約金額が 100 万円以上 10 億円未満の場合、当該契約金額の 40%（設計、測量及び調査については 30%）を超えない額（10 万円未満の端数は切り捨てる）
ただし、1 億円を限度とする。
- (2) 契約金額が 10 億円以上の場合 当該契約金額の 10%を超えない額


※工事監理委託は対象外です

請求方法

次の書類を契約課にご提出ください。

書類	備考
<input type="checkbox"/> 請求書	請求書の書式に定めはありませんが、次の項目を記載して作成してください ・宛名は立川市長 ・契約書の受注者名 住所 及び 代表者印 ・工事件名及び前払金の請求である旨を記載
<input type="checkbox"/> 前払金保証証書 一式 ・保証証書（前払金保証） ・保証証書（写）（前払金保証） ・前払金保証約款	保証事業会社から取得してください
<input type="checkbox"/> 債権者登録書兼支払金口座振替依頼書（前払専用口座用）	法人名・個人名欄に『(前払金用)』と記入して作成してください すでに立川市に前払金専用口座の登録がある場合は提出不要です

請求書の見本

請求書		見本
宛名は立川市長	立川市長 ○○○○殿	
	〒190-8666 東京都立川市泉町 1156 番地の 9 株式会社公共事業 代表取締役 公共 太郎	
	下記の通り請求します。 請求金額 ￥1,000,000円	契約書と同一の 記名・押印
工事件名・前払金の 請求である旨を記載	契約番号 99-9999 立川市○○○○改修工事の前払金として	

立川市契約事務規則

(前金払)

第 36 条 公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 1 項に規定する公共工事（以下「公共工事」という。）については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において前金払をすることができる。

- (1) 契約金額が 1,000,000 円以上 1,000,000,000 円未満の場合 当該契約金額の 100 分の 40（設計、測量及び調査については 100 分の 30）を超えない額。ただし、100,000,000 円を限度とする。
 - (2) 契約金額が 1,000,000,000 円以上の場合 当該契約金額の 100 分の 10 を超えない額
- 2 契約課長は、前項に規定する前金払を受けようとする契約者にその公共工事に係る保証事業会社の保証書又は保証書謄本を提出させなければならない。